

人権擁護委員制度をご存じですか

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下に昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。全国人権擁護委員連合会では、人権尊重思想の普及高揚のため人権擁護活動に積極的に取り組んできたところですが、いまだに、物質的な豊かさの追求に重きを置き、心の豊かさが大切にされない風潮、あるいは、他人への思いやりの心が希薄で、自己の権利のみを主張する傾向が見受けられ、このような状況が様々な人権侵害を発生させる大きな要因の一つとなっています。

そこで、本年度の啓発活動重点目

標を「みんなで築こう 人権の世紀」、サブテーマを「〜考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心〜」と定め、人権を尊重する事の大切さを一人一人の心に訴えることにより、全ての人が個人として尊重され、平和で豊かな社会の実現に向けた啓発活動を展開しています。

人権とは、人が人間らしく生きていく権利で、全ての人が生まれながらにして持っている権利です。人権は日本国憲法で、全ての国民に保障されています。

互いに相手を思いやり、6月1日を「擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせております。

有田川町には町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。

- 大 西 恭 子 (井谷)
- 崎 山 誠 子 (天満)
- 佐々木 信 彦 (吉原)
- 鈴 間 眞 佐 子 (三田)

- 中 井 勇 (庄)
- 橋 本 彰 (水尻)
- 畑 中 泰 武 (小川)
- 前 覚 (二川)
- 山 口 芳 子 (青田)
- 山 崎 一 幸 (長田)

(5月1日現在 50音順 敬称略)
相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

5月30日(金) 人権特設相談所を開設いたします。

場所

- 吉備地区/きびドーム
- 金屋地区/金屋文化保健センター
- 清水地区/清水会館
- 時間 13時から16時まで

人権映画会アンケートより

3月8日(土)に開催しました人権映画会「ひまわり」に参加された方々からご協力頂きましたアンケートの一部を紹介します

感想

〇いい映画でした。沖縄基地問題の難しさも勉強になりました。
また様々な人権問題の解決には、無関心ではいけないことを再認識させられました (30代男性)

〇最後に人権の話を、少しでもやっ
たらいいのでは。 (60代男性)

〇世界の中にも、自分の身の回りにも、もつともつとみんなに関心をもち続けなければならない事は、
沢山ある。無関心にならないよう勉強もしていきたい。(70代 女性)

人権講演会のお知らせ

演題「次世代を育てる」



「行列のできる法律相談所」(日本テレビ)でおなじみの

「菊地幸夫先生(弁護士)」の講演会を開催します。

◇と き/6月8日(日) 13時30分
◇ところ/金屋文化保健センター

人権に関するお問い合わせ

有田川町教育委員会 社会教育課

TEL 52121111
FAX 3214827